令和5年(ネ)第292号 「結婚の自由をすべての人に」訴訟控訴事件 控訴人 大江千東 外 被控訴人 国

控訴人西川麻実 意見陳述要旨

2023年10月24日

東京高等裁判所第2民事部CD係 御中

控訴人 西川 麻実

- 1 控訴人の西川麻実と申します。私は同じく控訴人の小野とともに、お互いがかつて男性と結婚していた頃に産んだ私の実子 1 人、小野の実子 2 人の計 3 人を育ててきました。私と小野は 1 9 年以上、いわゆる「普通の」男女の夫婦のように協力し合いながら、家庭を運営し、子どもたちを成人させました。しかし、私たちは、相変わらず法律上は他人のままです。
- 2 自分の半生を振り返り、この社会において同性愛者とは何か? と考えると、同性愛者とは「孤独な存在」だと思います。人と人 の間でしか生きられない「人間」といういきものなのに、同性愛 者は人と人の繋がりから切り離され、排除されやすい存在です。

社会的に同性愛者はいないものとして扱われ、同性愛を基盤とする二人の生活は法律で承認されません。同性同士で法的に結婚でき

ないことは、社会の同性愛者に対する偏見を強化し、同性愛者は偏見を怖れて自分の生活を隠しながら生きるようになります。

3 同性愛者も異性愛を基盤とする家庭に生まれますが、そこには 同性愛者の居場所はありません。同性愛者である子どもは家族の 中のマイノリティとして、本当の自分を隠しながら育ちます。

学校でも会社でも、同性愛者は「想定外」ですから、異性愛者であることを前提とした話を毎日シャワーのように浴び、疲れてしまって、次第に周囲との接触を減らすべく壁を築き始めます。

そして、生涯を共に過ごしたいと思える大切な人に出会ったとしても、結婚制度がありません。新たな家庭を築き、その中に居場所を求めていくことも難しいのです。

4 私は小野と出会い、結婚制度の無い中で、二人の関係を安定させ、維持させることに並並ならぬ努力をしてきました。法律上は他人ですが、小野と小野の実子たちは、私の自慢の家族です。しかし、この家族のことを、周囲の人に言いたいのに言えない場面は多いのです。

例えば、職場で休日明けに、「昨日何していた?」といった気軽な会話をする時ですら、「どこまでこの家族のことを言うか?」という問題が常につきまといます。

「子どもが居る」と言うだけにするのか、「子どもが3人居る」と言うのか、「夫ではなく女性と暮らしている」と明かすべきなのか、「妻がおり、自分は同性愛者である」とまで言った方がいいのか。

気軽な会話の時も、今はどのタイミングなのか?と図りながら話

すので、相手が気軽にふった話題も、自分の中ではカムアウトをどこまでするかという重い選択にすり替わってしまい、日々疲弊していくのです。

5 子どもにも自分と同じような思いをさせてしまうことがありました。小野の実子が小学校に上がった頃、まだ子どもたちには私と小野の関係性を説明してはいませんでしたが、普通の家族として賑やかに暮らしており、週末には色々な所に出かけていました。

低学年の頃、日記の宿題が出ると、その小野の実子はよく出かけた時のことを書くのですが、そこでは、私と私の実子の存在はないことにされていました。海水浴に行った時の絵日記では、小野と小野の実子たちがカラーではっきりと描かれていますが、背景に溶け込むように、私と私の実子らしき人物が薄い色で棒人間として描かれているのでした。

また、学校で家族の写真を持っていくイベントなどがあっても、 小野の実子は、私と私の実子の写っていない写真を慎重に選んでい ました。そして、家に友達を連れてくることも、ほとんどありませ んでした。

6 同性愛者が子どもを育てていることを知ると、よく「子どもがかわいそう」と言う人が居ます。「偏見にさらされてかわいそう」、「普通の家族ではないから、隠さなくてはならなくてかわいそう」という意味だと思いますが、この偏見はどこから来るのでしょうか?なぜ、うちの子ども達が偏見を怖れて家族のことを隠さなくてはならないのでしょうか?

それは、「同性カップルと子ども」という家庭が、法律の中に位置付けられておらず、様々な制度で想定されていないことに由来するのです。結婚制度によって同性カップルの家庭が守られず、周知されないことで、社会の偏見が生まれ、「かわいそうな子ども」が生まれるのです。

7 私は、子育てをしながら、15年間、塾講師として働きました。日々、生徒たちと接し、泣いたり笑ったりしてきました。しかし、生徒たちに、自分が同性愛者だと伝えたことは一度もありません。

小野と結婚式をした翌日、小野と二人で幸せな気持ちで歩いていると、別のガーデンウェディングに遭遇しました。それは、とある私立校の先生の結婚式で、生徒たちが、先生をお祝いするために出し物をしていました。生徒たちの「おめでとう!」に微笑む新郎新婦。この場面の衝撃は、直接私の心に飛び込んできました。自分は結婚式の幸せを、明日も会う教え子に「おめでとう」と言ってもらえることは無いのだと思うと、気づいたらぼろぼろと涙がこぼれていました。

8 私は、同性間に婚姻制度がないことの不利益の最たるものは、 国が率先して同性愛者の生き方を制限し差別することで、「同性 愛者は変な人である」というレッテルを貼り、社会に「同性愛者 を差別してもいい」というお墨付きを与える点だと思います。

この裁判の第一審判決には、同性カップルが法律上の家族になれないことが「人格的生存に対する重大な脅威、障害」とあり、 私たちの訴えが裁判官の心に届いたのだ、と安堵しました。しか

しその一方、同性カップルが法律上の家族になる方法は、現行の婚姻制度に限られず、現行の婚姻とは一部異なる制度や、婚姻に類する別制度によることも考えられる、ともありました。

そのような制度で家族になれたとしても、異性愛者と同じ婚姻制度を使えないままでは、同性愛者が、国から異性愛者と「違うもの」として扱われているということに変わりはありません。そしてそれは、国が率先して同性愛者の生き方を差別することに他なりません。

特定のカテゴリーに属する人々を貶め、孤独に追いやることは、国家としての正しい在り方ではないはずです。私達は、こうして裁判を起こし、自分たちの置かれている状況を説明しています。同性愛者の存在を「想定」し、法律の中に位置付けてください。異性愛者と同じ、尊厳を持ったひとりの人間として扱ってください。

以上